

社会福祉法人三ツ矢 役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人三ツ矢（以下「当法人」という）の役員等の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、評議員、理事及び監事、第三者委員、評議員選任・解任委員をいう。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34 第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんは問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して支給する報酬等は、役員等に対して、下記に定める職務執行の対価として、報酬を支給する。

- (1) 評議員会及び理事会、評議員選任・解任委員会等への出席
 - (2) 監事による定期又は監事監査
 - (3) 行政機関による監査の立会い
 - (4) 上記の他、法人及び施設業務のための出勤
2. 第1項の規定に関わらず、常勤役員及び評議員選任・解任委員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。又、役員等が同日に複数の前項の職務を行った場合、重複して報酬は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

2. 全理事の報酬額は、年間100万円以内とする。
3. 全監事の報酬額は、年間50万円以内とする。
4. 役員等の報酬の額は、下記の表に定めるとおりとする。

役職名	金額
常勤役員	該当者なし（職員としての給与が支給される者を除く）
非常勤役員	第3条に定める業務の都度（1人一律6,000円）

評議員	第3条に定める業務の都度（1人一律6,000円）
評議員選任・解任委員	第3条に定める業務の都度（1人一律6,000円）
第三者委員	第3条に定める業務の都度（1人一律6,000円）

（報酬の支給日）

第5条 役員等の報酬は、職務執行の当日に支払うものとする。

（報酬の支給方法）

第6条 報酬は通貨を持って本人に支給する。

2. 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（費用）

第7条 役員等の費用は、実費弁償とする。ただし、役員で職員としての立場を有する者に対しては、旅費規程に基づき、旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席に係る費用は支払わない。

2. 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から延滞なく支払うものとし、また、前払を要するものについては、前もって支払うものとする。

（公表）

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2 第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（補則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則 この規程は平成29年 6月16日より施行する。